

社会経済情勢や市民ニーズの 変化に対応した 補助金・負担金制度の最適化 経営分析・事業分析報告書

2025年3月
財政・変革局財政課

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

1 クラスターの目的

北九州市は、市が自ら事業を実施する以上に効果的・効率的に政策目的を達成するため、市の政策・方針に合致し、公共の利益の増進に繋がる事業に対して、負担金、補助及び交付金(以下「補助金等」という。)を企業・団体、個人等に支出している。一方で、補助金等は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一度、制度化されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった問題点が指摘されている。

そうした点を踏まえ、常に補助金等について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善していくことや、費用対効果が低くなった既存の補助金等を見直すことにより、限られた財源を適切かつ有効に活用する。

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

2 北九州市の補助金・負担金の体系

(1) 補助金等について

補助金等は、北九州市予算規則第17条（＊１）で定める節の区分「18 負担金、補助及び交付金」から支出されるもので、「北九州市予算規則の施行細目」において、次のように定めている。

節	細 節	説 明
18 負担金、 補助及び交 付金	負担金	法令又は、契約に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費、その他法令上市が分担金、負担金として支払義務を有するもの及び各種団体、協議会の経費の分担義務の履行も全て含む。
	補助交付金 (単独)	・ 法第232条の2（＊２）に規定する補助金であり、特定の事業や研究の遂行を育成、助長するために交付するもの、あるいは一定の行為、行為等の保護、奨励のため交付する経費で、補助交付金（補助）以外のもの。 ・ 法令又は条例等により団体又は組合等に対し、市の事務を委託（法令の規定又は私法上の委託契約による行政事務執行上の委託は含まない）している場合において、当該事務処理の報酬として支出する経費で、補助交付金（補助）以外のもの
	補助交付金 (補助)	国の補助を受けて市が行う補助交付金

＊１ 北九州市予算規則第17条 歳入歳出予算は、款、項、目及び節に区分して経理するものとする。ただし、別表に細節の定めのある節については、細節により経理しなければならない。

＊２ 地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

2 北九州市の補助金・負担金の体系

(2) 補助金等交付に関する規定

市における補助金等の基本的な取扱いの規則としては、「北九州市補助金等交付規則（以下「基本規則」という。）」がある。基本規則には、補助金等の手続に関する事項が定められており、その概要は次のとおりである。

関連する条項		規定されている内容
第1条	目的	補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。
第5条	交付申請	補助金等の交付申請者は、申請書を市長に提出しなければならない。
第6条	交付決定	市長は、補助金等の交付の申請があったときは、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助金事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をする。
第15条	実績報告	補助事業者等は、補助事業等が完了したときは20日以内に次に掲げる事項を記載した別に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。
第16条	補助金等の額の確定	市長は、実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるべきかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業等に通知するものとする。

2 北九州市の補助金・負担金の体系

基本規則は、基本的な取扱いにとどまるため、各所管部署において、交付要綱を作成し、対象事業や対象経費の範囲、補助率など、より詳細な内容を定め、これに基づき補助金等交付手続きを行っている。

また、基本規則が適用されないものとして、基本規則第2条第1項に基づき、「北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金の指定」を定めている。この指定には、「公共団体が主催する会議、行事等に対する北九州市又は北九州市の機関の共催負担金」、「市が構成の一員である協議会等に対する負担金」等がある。

(3) 予算編成と補助金等

予算編成過程において、財政・変革局が予算調整を行っているが、令和6年度当初予算では、特別経費（重点戦略経費、臨時等経費）については、財政・変革局が所管部署の意見を聴取し、調整を行っており、経常的経費については、財政・変革局があらかじめ設定した上限額の範囲内で各所管部署が予算編成を行っている。

補助金等についても、これらと同様の扱いとなるため、実施する政策性の度合い等により、予算調整の対応が異なり、経常的経費内の補助金であれば、あらかじめ定められた金額の範囲内で、各所管部署が予算編成を行っている。

なお、毎年度の予算編成において、平成8年度の財政課長通知「補助金等の見直し及び執行の適正化について」に基づき、各所管部署が必要性や有効性を検討し、補助金等の自主的な見直しを行っている。

2 北九州市の補助金・負担金の体系

【参 考】 2024(令和6)年度予算編成における経費区分について

(経費区分の類型)

経 費 区 分		主 な 事 業
①特別経費 (投資・行政)	ア「重点戦略経費」	現在策定中の「新たなビジョン」や「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」に係る事業など、政策性の高い事業
	イ「臨時等経費」	緊急を要する一時的な事業や政策性の低い期間限定の事業など 公共施設の老朽化や、機能低下に対する復旧措置等の大規模改修事業で、期間を限定して実施するもの
②義務的経費（投資・行政）		法定扶助費や債務負担行為によるものなど、義務的に必要な事業
③経常的経費（投資・行政）		毎年度経常的に実施する任意性の高い事業など
④その他一般経費（行政）		内部管理費や職員給、他会計への繰出金など、①～③以外の一般的な経費

2 北九州市の補助金・負担金の体系

【参 考】補助金等の見直し及び執行の適正化について（平成8年7月4日付北九財財財第137号通知）

補助金等の見直しにあたっては、補助金等の支出が、その公益上の必要性の観点からなされるものであることを十分に認識し、その原点に立ち返っての検討を図るとともに、具体的には下記の視点から、積極的な見直しを図ること。

〔見直しの視点〕

- 1 目的・効果に、客観的合理性はあるか。
- 2 補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。
- 3 長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。
- 4 毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。
- 5 民間の自立、自助、受益と負担の関係は明確にされているか。
- 6 補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が執行され、所期の効果を上げているか。
- 7 終期の設置、メニュー化、統合化等の合理化が検討され、実施されているか。
- 8 小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上がっていないというようなことはないか。

次のものについては、特に積極的な見直しを図ること。

- （1）団体補助等については、補助等を受ける団体等の7年度決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの
- （2）1件の補助金額が10万円未満のもの

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

3 現状分析：一般会計における補助金等の推移

年度間で大きな増減があり、全国一律で実施される国の給付事業を除くと、市の補助金等は、おおむね500億円から490億円で推移している。

そのうち、負担金は、260億円程度、補助交付金は、230億円程度と横ばいで推移している。

(単位：百万円)

年 度	歳出総額	負担金、補助及び交付金						国の給付事業 ※補助金（補助）の内数
		負担金、補助及び交付金合計	国の給付事業を除く	負担金	補助交付金（単 独）	補助交付金（補 助）	国の給付事業を除く	
2020 (R2) 【決算】	674,011	149,686	50,771	25,723	19,589	104,374	5,459	・ 特別定額給付金事業：94,591 ・ 医療・福祉施設への特別給付金支給事業：1,454 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業：1,157 ・ ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業：1,713
2021 (R3) 【決算】	638,033	79,342	49,459	26,038	20,187	33,117	3,234	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業：12,570 ・ 18歳以下の子どもへの現金・クーポン給付事業：13,202 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業：1,345 ・ 家賃等賃借料支援金給付事業：2,099 ・ 中小事業者月次支援金給付事業：667
2022 (R4) 【決算】	596,067	60,597	48,944	24,819	19,708	16,070	4,417	・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業：3,014 ・ 18歳以下の子どもへの現金・クーポン給付事業：193 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業：1,417 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業：7,029
2023 (R5) 【予算】	609,161	54,734	48,739	25,426	18,429	10,879	4,884	・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業：4,500 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業経費：1,495
2024 (R6) 【予算】	627,883	57,655	48,525	26,420	18,042	13,193	4,064	・ 物価高騰対応重点支援給付金事業：9,130 （定額減税調整給付金）：6,525 （新たな子ども加算給付）：405 （新たな住民税非課税世帯等）：2,200

3 現状分析:補助金等の分類

負担金の分類について

現状分析を行ううえで、2024(令和6)年度当初予算の負担金について、以下の①～⑥で分類を行った。

分 類	説 明
①法定負担金	法令等により負担金の執行が法定化されているもの
② 任意負担金（運営・事業に対するもの） 【負担率50%以上】	市が構成員の一員となっている各種団体の運営・事業経費及び協議会の会費等を負担するもの
③ 任意負担金（運営・事業に対するもの） 【負担率25%以上50%未満】	
④ 任意負担金（運営・事業に対するもの） 【負担率25%未満 ※負担率不明も含む】	
⑤ 会議等出席費負担金	会議、研修会等への出席にあたって会費等を負担するもの
⑥ 任意負担金 （その他）	①～⑤以外のもの

3 現状分析:補助金等の分類

負担金について

2024(令和6)年度当初予算における負担金の予算額は、264億円

【内訳】()は構成比

① 法定負担金 : 194億円(73.4%)

(後期高齢者医療制度に係る負担金156億円、国直轄事業負担金30億円 等)

②～④ 任意負担金【運営・事業に対するもの】 : 26億円(9.9%)

(航空物流支援事業負担金3億円、福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会負担金2億円 等)

⑤ 会議等出席費負担金 : 0.4億円(0.1%)

⑥ 任意負担金【その他】 : 44億円(16.6%)

(市立病院機構の政策医療等に対する負担金29億円、ごみ焼却工場の維持管理等に係る負担金7億円 等)



負担金のうち、約7割は法令等で定められたものであり、また、任意負担金【その他】についても、経常的な経費である市立病院やごみ焼却工場の運営等が大半を占めるため、全体の約9割の経費は固定化している。

3 現状分析:補助金等の分類

補助及び交付金の分類について

現状分析を行ううえで、2024(令和6)年度当初予算の補助及び交付金について、以下の①～⑧で分類を行った。

分 類	説 明
① 制度的補助金	法令等により補助金の執行が制度化されているもの
② イベント・大会等運営補助金	イベント、大会、行事等の実施に対して補助するもの
③ 奨励的補助金	市が特定の施策を奨励し、推進するために補助するもの
④ 団体等運営補助金	民間事業者や地域団体等の運営に対して補助するもの
⑤ 外郭団体等に対する補助金	外郭団体（市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの）等に対して補助するもの
⑥ 市民個人に対する補助金	交付要件を満たしている市民個人に対して補助するもの
⑦ 元利補給金	施設整備等に係る元金及び利子に対して補助するもの
⑧ その他	①～⑦以外のもの

3 現状分析:補助金等の分類

補助及び交付金について

2024(令和6)年度当初予算における補助及び交付金の予算額は、312億円(国の給付事業を除く 221億円)

【内 訳】()は構成比

① 制度的補助金 : 157億円(50.3%)

(物価高騰対応重点支援給付金91億円、雨水処理負担金59億円 等)

② イベント・大会等運営補助金 : 2億円(0.6%)

(敬老行事補助金1億円 等)

③ 奨励的補助金 : 71億円(22.8%)

(企業立地促進補助金7億円、脱炭素社会の実現に向けた再エネ100%北九州モデル推進事業6億円 等)

④ 団体等運営補助金 : 29億円(9.3%)

(民間保育所運営補助金5億円、北九州市学校給食協会運営事業補助金6億円 等)

⑤ 外郭団体等に対する補助金 : 41億円(13.0%)

(公立大学法人北九州市立大学30億円、公益財団法人北九州産業学術推進機構6億円 等)

⑥ 市民個人に対する補助金 : 7億円(2.2%)

(出産子育て応援交付金5億円、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金0.6億円 等)

3 現状分析:補助金等の分類

補助及び交付金について

【内 訳】の続き

⑦ 元利補給金 : 0.8億円 (0.3%)

(元利補給補助(保育所・児童養護施設等)0.8億円 等)

⑧ その他 : 5億円 (1.5%)

(交通事業会計経営支援補助金3億円、財産区交付金0.5億円 等)



補助金のうち、約5割は法令等により制度化された義務的な補助金であり、残りの約5割は市の裁量度が高い任意補助金である。

任意補助金については、特定の団体等に偏っていないか、団体等の自主性・自立性の向上、事業の自走化に繋がっているかなど、補助金の公平性、有効性・妥当性を検証する必要がある。

3 現状分析:補助金等の分類

2024(令和6)年度当初予算における補助金等（一般会計）【主な事業】

(単位:千円)

分 類		説 明	件 数	令和6年度 予算額	一般財源	主 な 事 業
負担金	① 法定負担金	法令等により負担金の執行が法定化されているもの	24	19,380,718	15,907,603	後期高齢者医療制度に係る負担金：155.5億円、国直轄事業負担金：30.4億円、北九州空港整備事業地元負担金：5.3億円、市議会議員選挙公費負担：0.9億円
	② 任意負担金 【負担率50%以上】 (運営・事業に対するもの)	市が構成員の一員となっている各種団体の運営・事業経費及び協議会の会費等を負担するもの	94	1,375,114	1,199,036	空港アクセス推進事業：2.5億円、インバウンド誘致強化事業：1億円、観光案内所運営等事業：0.8億円、MICE誘致推進強化事業：0.8億円
	③ 任意負担金 【負担率25%以上50%未満】 (運営・事業に対するもの)		36	749,321	541,201	航空物流支援事業：2.5億円、リバーウォーク北九州管理組合負担金：0.9億円、空港新規路線就航促進事業：0.8億円、北九州マラソン開催事業：0.7億円、道路管理システム：0.6億円
	④ 任意負担金 【負担率25%未満※負担率不明も含む】 (運営・事業に対するもの)		381	500,739	393,523	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会負担金：2億円、地方税共同機構負担金：0.8億円、自治体国際化協会分担金：0.2億円
	⑤ 会議等出席費負担金	会議、研修会等への出席にあたって会費等を負担するもの	274	40,939	39,439	救急救命士研修課程入校負担金等：13百万円、碧樹館プログラム受講料：3百万円、消防学校入校経費：2百万円
	⑥ 任意負担金 (その他)	①～⑤以外のもの	67	4,372,977	3,833,884	(地独)市立病院機構の政策医療等に対する負担金：29.3億円、ごみ焼却工場の維持管理等に係る負担金：6.9億円 結核病棟運営費：1.9億円、心身障害者扶養共済制度：1億円
	小 計 (A)		876	26,419,808	21,914,686	
補助及び 交付金	① 制度的補助金	法令等により補助金の執行が制度化されているもの	28	15,703,489	6,510,408	【単独】雨水処理負担金(下水)：58.8億円、政務活動費交付金：2.4億円 臨時財政特例債負担金(下水)：1.2億円 【補助】物価高騰対応重点支援給付金：91.3億円
	② イベント・大会等運営補助金	イベント、大会、行事等の実施に対して補助するもの	17	184,705	178,705	【単独】敬老行事補助事業：1.2億円、芸術文化育成負担金：0.2億円
	③ 奨励的補助金	市が特定の施策を奨励し、推進するために補助するもの	207	7,109,257	4,699,370	【単独】企業立地促進補助金：8.6億円、軽費老人ホーム運営補助：4.7億円 ケアハウス運営補助事業：4.1億円、特別保育事業補助：3.7億円 私学助成(幼稚園)：2.3億円、地域総括補助金(単独)：2.3億円 【補助】脱炭素化社会の実現に向けた“再エネ100%北九州モデル”推進事業：6.2億円、 商店街プレミアム付商品券発行支援事業：2.3億円、 世界遺産改修事業：2.3億円、一時預かり事業：2.1億円
	④ 団体等運営補助金	民間事業者や地域団体等の運営に対して補助するもの	108	2,912,260	2,409,682	【単独】北九州市学校給食協会運営事業補助：5.8億円、民間保育所運営補助：5.3億円、 社会福祉協議会補助：2.1億円、民間老人福祉施設整備補助事業：1.1億円 【補助】保育所等給食食材価格高騰対応事業：2.1億円
	⑤ 外郭団体等に対する補助金	外郭団体(市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人でかつ市の出資が最大のもの)等に対して補助するもの	36	4,076,973	3,542,374	【単独】(大)北九州市立大学：30.2億円、(公財)北九州市芸術文化振興財団：1.4億円 【単独・補助】(公財)北九州産業学術推進機構：6.1億円
	⑥ 市民個人に対する補助金	交付要件を満たしている市民個人に対して補助するもの	22	697,787	173,220	【単独】すこやか住宅改造成果事業：0.2億円、障害者スポーツ振興事業：0.2億円 【補助】出産子育て応援交付金：5.3億円、住むなら北九州定住・移住推進事業：0.6億円
	⑦ 元利補給金	施設整備等に係る元金及び利子に対して補助するもの	4	81,508	81,508	【単独】元利補給補助(保育所・児童養護施設等)：0.8億円
	⑧ その他	①～⑦以外のもの	19	469,526	413,086	【単独】交通事業会計経営支援補助金：3億円、財産区管理事業：0.5億円
	小 計 (B)		441	31,235,505	18,008,353	
合 計 (A+B)		1,317	57,655,313	39,923,039		

3 現状分析:補助金等の項目別の状況〈2024(令和6)年度当初予算〉

補助金等における効果測定指標の有無

補助金等における効果測定指標について、全体で「無」が約9割、特に有効性・妥当性が求められる補助金及び交付金についても、「無」が約7割となっており、補助金等の成果・効果を客観的に確認することができない。

【効果測定指標の設定の有無】

	有		無		計	
負担金	46件	(5.3%)	829件	(94.7%)	876件	(100%)
補助及び交付金	117件	(26.5%)	324件	(73.5%)	441件	(100%)
計	163件	(12.4%)	1,153件	(87.6%)	1,317件	(100%)

補助及び交付金における補助期間（終期）設定の有無

補助及び交付金における補助期間(終期)設定の有無について、「無」が約9割となっており、補助金の制度上、団体等の自主性・自立性の向上、事業の自走化を促すものになっていない。

【補助期間（終期）設定の有無】

有		無		合 計	
60件	(13.6%)	381件	(86.4%)	441件	(100%)

3 現状分析:補助金等の項目別の状況〈2024(令和6)年度当初予算〉

補助及び交付金における同一支出先の支払いが5年以上のもの

補助及び交付金における同一支出先の支払いが5年以上のものは、201件と全体(441件)の約5割、10年以上のものは、約4割となっており、10年以上のもののうち、特に④団体等運営補助金は、約6割となっており、補助金の長期化・固定化が見られる。

【同一支出先の支払いが5年以上のもの】

分 類	全 体 (A)	5年以上 のもの(B)	割 合 (B/A)	10年以上 のもの(C)	割 合 (C/A)
① 制度的補助金	28件	9件	32.1%	6件	21.4%
② イベント・大会等運営補助金	17件	10件	58.8%	10件	58.8%
③ 奨励的補助金	207件	80件	38.6%	66件	31.9%
④ 団体等運営補助金	108件	72件	66.7%	69件	63.9%
⑤ 外郭団体等に対する補助金	36件	23件	63.9%	19件	52.8%
⑥ 市民個人に対する補助金	22件	1件	4.5%	1件	4.5%
⑦ 元利補給金	4件	3件	75.0%	2件	50.0%
⑧ その他	19件	3件	15.8%	3件	15.8%
計	441件	201件	45.6%	176件	39.9%

3 現状分析:補助金等の項目別の状況〈2024(令和6)年度当初予算〉

補助及び交付金における最大補助率が1/2を超えるもの

補助及び交付金における最大補助率が1/2を超えるものが、194件と全体(441件)の約4割となっており、特に④団体等運営補助金、⑤外郭団体等に対する補助金は、5割を超えている。

【最大補助率が1/2を超えるもの】

分 類	全 体 (A)	補助率が1/2を 超えるもの(B)	割 合 (B/A)
① 制度的補助金	28件	8件	28.6%
② イベント・大会等運営補助金	17件	2件	11.8%
③ 奨励的補助金	207件	86件	41.5%
④ 団体等運営補助金	108件	58件	53.7%
⑤ 外郭団体等に対する補助金	36件	22件	61.1%
⑥ 市民個人に対する補助金	22件	8件	36.4%
⑦ 元利補給金	4件	0件	0%
⑧ その他	19件	10件	52.6%
計	441件	194件	44.0%

3 現状分析:補助金等の項目別の状況〈2024(令和6)年度当初予算〉

補助及び交付金における国・県補助金の上乗せ・横出しの有無

補助及び交付金における国・県補助金の上乗せ、横出しは、全体で「有」が1割未満であるが、その必要性・妥当性について、検証する必要がある。

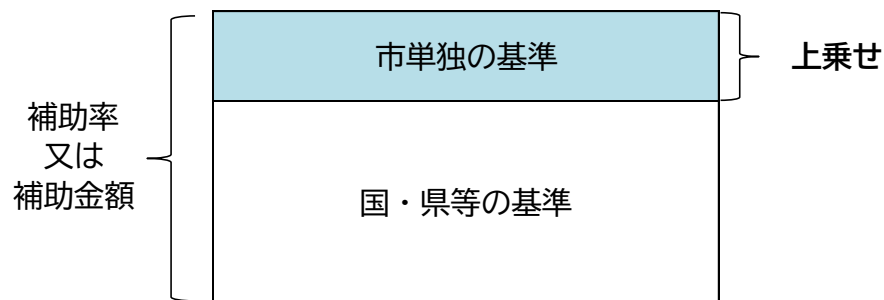
【国・県補助金の上乗せ・横出しの有無】

有		無		合 計	
27件	(6.1%)	414件	(93.9%)	441件	(100%)

【参 考】上乗せ補助・横出し補助のイメージ図

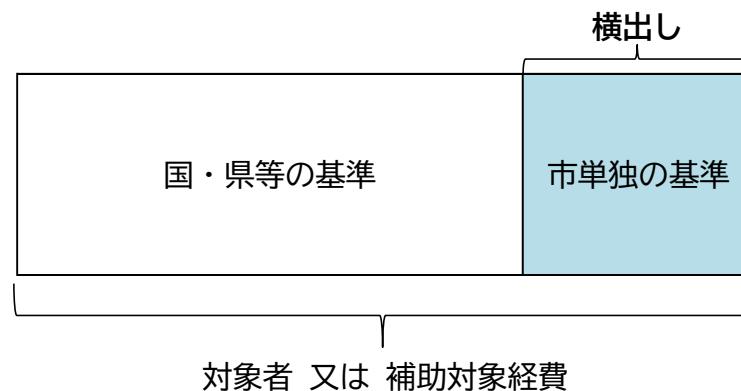
■上乗せ補助

国又は県の基準で規定された交付率や額、上限額の引き上げを行うもの



■横出し補助

国又は県の基準で規定された対象を拡大するもの



目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

4 問題点及び要因

問題①

- 補助金等における効果測定指標について、全体で「無」が約9割、特に有効性・妥当性が求められる補助金及び交付金についても、「無」が約7割となっており、補助金等の成果・効果を客観的に確認することができない。



- ① 補助金等に効果測定指標の設定がされておらず、十分な評価・検証が行われていない。

問題②

- 補助及び交付金における同一支出先の支払いが5年以上のものは、201件と全体(441件)の約5割、10年以上のものは、約4割となっており、10年以上のもののうち、特に④団体等運営補助金は、約6割となっており、補助金の長期化・固定化が見られる。
- 補助及び交付金における最大補助率が1/2を超えるものが、194件と全体(441件)の約4割となっており、特に「団体等運営補助金」、「外郭団体等に対する補助金」は、5割を超えている。



- ② 補助金は、本来、企業・団体、個人等の自助努力を基本とし、経費不足部分を補う必要最小限の支出に留め、交付先の自主性や自立性を促すものとすべきであるが、これが十分に実現されていない。

4 問題点及び要因

要因

- 「補助金等の見直し及び執行の適正化について（平成8年7月4日付北九財財財第137号通知）」の通知により、補助金等の補助期間（終期）の設置等の見直しの項目の提示を行っているが、具体的な基準がないため、各所管部署の予算編成の際の見直しの取組割合に差があり、徹底されていない。
- 各所管部署の取組状況をフォローアップする仕組みがなく、各所管部署の自主的な取組に任されている。
また、効果測定指標の設定がされておらず、その効果の検証ができていないものがあり、長期間支出され続けている補助金について、成果・効果に応じて制度を継続するか否かの検討・見直しが行われていない可能性がある。

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

5 他都市の事例

補助金等の見直しについて、政令指定都市では、主に2つの方法で取り組んでいる。

(1) 毎年の予算編成の中で個別に見直し（6都市／19都市）

毎年の予算編成の過程で、個別の事業別(補助金)に見直しを実施。（これまでの北九州市と同じ方法）

【実施都市】札幌、仙台、静岡、名古屋、岡山、広島

(2) 補助金等の見直しに関する指針・基準等を定め、一律に見直し（13都市／19都市）

補助金等に関する見直しの指針・基準等を定め、定期的(毎年～5年程度)に全ての補助金等の見直しを実施。

また、継続的に補助金等の見直しができる仕組みづくりのため、見直しチェックシート等を作成し、見直しが指針・基準等に沿って行われているかを確認している。（9都市）

【実施都市】さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、新潟、浜松、京都、大阪、堺、神戸、福岡、熊本

< 見直しに関する指針・基準等の具体例 >

- 補助期間(終期)の設定【3～5年以内】
- 補助率は、補助対象経費の1／2以下
- 補助金額が10万円以下の少額補助金は、原則、廃止又は休止
- 団体等の収入に占める市補助額の割合が10%を下回るものは、原則、廃止又は休止
- 団体等の繰越額が市補助額を上回るものは、原則、廃止又は休止 など

5 他都市の事例

【参 考 1】 補助金等の見直しに関する指針・基準等の策定状況（政令指定都市）

No.	都市名	指針・基準等				見直し チェック シート	原則補助率		終期設定（団体）		少額補助		その他（主なもの）	
		名 称	負担金	補助金	制定年 (最終更新)			率		期 間		金 額		
1	札幌市	×		-	-									
2	仙台市	×		-	-								・ 毎年の予算編成における事務事業見直し等を通じて、補助金等の見直しを実施	
3	さいたま市	○	さいたま市補助金・負担金の交付及び見直しに関する基準	○	○	H 3 1	○	○	1/2以下	○	期間設定なし			
4	千葉市	○	補助金の適正化ガイドライン	×	○	H 2 6	○			○	3～5年以内	○	10万円以下	・ 再補助は、直接補助への切り替え ・ 団体等の収入に占める市補助額の割合が10%を下回るものや団体等の繰越額が市補助額を上回るものは廃止・休止
5	川崎市	○	補助・助成金見直し方針	×	○	H 1 7		○	1/2以下	○	期間設定なし			・ 行政目的や公益性などを検証して、イベント補助は、原則廃止
6	横浜市	○	負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針	○	○	H 2 7		○	1/2以下	○	3年程度			・ 運営費補助は、原則として認めない
7	相模原市	○	補助金の見直し指針	×	○	H 2 3	○				終期ではないが3年で見直し			
8	新潟市	○	補助金等交付規則の施行について（財務部長通知）	×	○	R 5		○	1/2以下	○	3年以内	○	5万円以下	
9	静岡市	×		-	-									・ 当初予算編成の中で個別の事業ごとに見直しを行っており、平成28年度に行財政改革推進大綱実施計画に基づき、一律の見直しを実施
10	浜松市	○	補助金見直しにかかるガイドライン	×	○	R 5	○	○	1/2以下	○	3年以内			
11	名古屋市	×		-	-									・ 事務事業の見直しの視点・方向性に基づき、当初予算編成の中で個別の事業ごとに見直しを実施
12	京都市	○	補助金執行等の適正化に関する点検の視点（補助金ガイドライン）	×	○	R 4		○	1/2以下	○	期間設定なし	○	10万円以下	・ 申請件数が1～2件/年のものや全体事業費に占める市補助額が5%を下回るものは自走化を目指す
13	大阪市	○	補助金等のあり方に関するガイドライン	×	○	H 1 9	○	○	1/2以下	○	3年程度	○	10万円以下	・ 団体等の繰越額が市補助額を上回るものは、廃止を検討 ・ 原則として、事業費補助へ転換
14	堺市	○	補助金見直しガイドライン	×	○	R 5	○	○	1/2以下	○	3年			・ 再補助は、直接補助への切り替え ・ 団体運営費補助は、原則として廃止
15	神戸市	○	補助金見直しガイドライン	×	○	H 2 8	○	○	1/2以下	×	5年ごとに検証			・ 再補助は、直接補助への切り替え
16	岡山市	×		-	-									・ 平成20年頃に、行財政改革の一環として、各部局がもつ個別の補助金について、妥当性の検証、見直しを実施。
17	広島市	×		-	-									
18	福岡市	○	福岡市補助金ガイドライン	×	○	H 2 6	○			○	最大4年（プラン終期に連動）			
19	熊本市	○	熊本市補助金制度の見直し基準	×	○	H 1 8	○	○	1/2以下	○	3年			

出典：2023（令和5年）年度大都市事務管理主管者会議における各都市の回答

【参 考2】チェックシートの例（大阪市）

様 式

補助金等見直しチェックシート

作成日 平成

(1) 補助内容

番 号		所 管	
名 称			
交付先			
交付目的			
事業の概要			
積算根拠			
事業開始年度		交付方法	
根拠規定等	法律 ☐	条例 ☐	規則 ☐ 契約・借付負担行等 ☐ 要綱 ☐
法律・条例の名称			
補助率(%)		＝補助金額(円)／補助対象額(円)×100	
他の公的補助の有無	国 ☐	府 ☐	本市のみ ☐
交付先の分類			
性質別分類			
公 募	有(提案型) ☐	有(対象を募集) ☐	無 ☐
市民の参画	有 ☐	無 ☐	

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	
内 容	

(3) ガイドライン項目の遵守状況

「補助金等のあり方に関するガイドライン」記載項目	不適	その理由と今後の対応について
1 (団体運営費補助、施設運営費補助、市独自のその他事業費補助について) 補助率は補助対象経費の1/2以下である	☐	
2 委託や直接執行などへ切り替える必要はなく、補助金等としての支出が適している	☐	
3 (団体運営費補助、施設運営費補助について) 団体(施設)としての収入確保および効率的な運営への努力が十分なされている	☐	
4 交付先を決定するために、公募制を導入している	☐	
5 団体が行う同一事業に対し、他の所管局と別々に補助していない	☐	
6 繰越金の有無など交付団体の財務状況からみて、補助は適当である	☐	
7 交付先に対し直接補助を行っている(再補助を行っていない)	☐	

(4) 補助効果の検証

効果測定方法	
達成状況	

↓

効果の評価	理由

(5) ガイドラインにおける基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	「必要性」(目的・内容に、補助を行うに足る公益性が認められる)	☐	☐	
2	「妥当性」(対象経費や金額、補助率が妥当かつ明確である)	☐	☐	
3	「有効性」(補助効果があり、他の手法でなく補助によることが施策目的の実現に最適である)	☐	☐	
4	「公平性」(他団体や市民との間で公平であり、交付先が適正に決定されている)	☐	☐	

(6) 今後の方向性

☐ 現行のまま補助を継続
☐ 見直したうえで継続
☐ 廃止する
☐ その他

見直しの内容

見直しの時期

その他の内容

廃止の理由

廃止の時期

終期設定

平成 年度

☐ 終期到来により廃止
☐ 終期到来時に再検討

次回チェック年度(予定)

平成 年度

(7) 財政局のコメント(今後の課題等)

【参 考3】チェックシートの例（神戸市・）

補助金等見直しチェックシート

(1) 補助内容

項目名				検証年度
所管	局名	部名	課名	
事業の目的・概要				
事業開始年度	支出先			
根拠規定等				
法令による義務付け	☐ 有 ☐ 無 ☐ 国・県補助状況 ☐ 国・県協調(市単なし) ☐ 国・県協調(市単あり) ☐ 市単独			
交付先選定方法				
(千円)				
年度	事業費	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
○年度予算額				0
○年度決算額				0
補助率	積算根拠			
上限額(千円)				
直近の見直し状況				
備考				

(2) 基本的視点

4段階評価 から選択 ・適格 ・やや適格 ・やや不適格 ・不適格	項目	評価
	公益性	
	有効性・効率性	
	妥当性	
	行政関与 公平性・透明性	

(3) 事業効果の検証

成果指標	
達成状況	

(4) チェックポイントの適合状況

適合状況について、次のA～D
から選択
A 適合している
B 不適合であるが、改善予定
である
C 不適合であるが、合理的理
由がある
D 該当しない

項目	状況	項目	状況
1 補助額・率は適切である		5 補助交付先の選定方法は 適切である	
2 団体運営費補助でない		6 補助交付先の財政状況を 把握し勘案している	
3 重複・類似の補助金はな い		7 再補助は実施していない	
4 補助金としての支出が適 切である			

(5) 今後の方向性及び理由

方向性	具体的な内容及び理由
☐ 整理統 合・廃止	
☐ 見直し て継続	
☐ 現行のま ま継続	

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

6 問題に対する対応案

【問 題】

- ◆ 補助金等の評価・検証が不十分
補助金等に効果測定指標の設定がされておらず、十分な評価・検証が行われていない。
- ◆ 交付対象者の自主性・自立性の促進
補助金は、本来、企業・団体、個人等の自助努力を基本とし、経費不足部分を補う必要最小限の支出に留め、交付先の自主性や自立性を促すものとすべきであるが、これが十分に実現されていない。



【対 応 案】

- ◆ 評価・検証の仕組みの導入
原則、全ての補助金等に効果測定指標を設定し、定期的に評価・検証ができる仕組みづくりを行う。
なお、評価・検証にあたっては、新たに作成する最適化チェックシートを活用する。
- ◆ 全庁的な補助金等の最適化に関する基準の策定
交付対象者の自主性・自立性を促すため、補助金等の最適化に関する基準を策定し、その基準に基づき、全庁的に補助金等のあり方の検討を行う。
ただし、下記の補助金等は、市に裁量の余地がなく、補助金等の制度変更を行うことが困難であるため、最適化の対象から除外する。
○法令等により支出が義務づけられている補助金等
○会議等出席費負担金

(政策連携団体等に対する補助金等、他の事業クラスターで検討するものは、そのクラスターであり方の検討を行う。)

6 問題に対する対応案

対応案により見込まれる効果

【対 応 案】

◆ 評価・検証の仕組みの導入

原則、全ての補助金等に効果測定指標を設定し、定期的に評価・検証ができる仕組みづくりを行う。

◆ 全庁的な補助金等の見直し基準の策定

交付対象者の自主性・自立性を促すため、補助金等の最適化に関する基準を策定し、その基準に基づき、全庁的にあり方の検討を行う。



【見込まれる効果】

◆ 効果的な財源配分

評価・検証により効果が低くなったと判断された補助金等の財源をより効果が見込める分野・事業に配分することができる。

◆ 透明性の向上

補助金等の効果測定指標の設定と統一的な最適化の基準により、評価過程の透明性が高まる。

◆ 執行方法の最適化

評価・検証過程を通じた最適な執行方法(市による直接執行、委託等)の選択。

◆ 政策連携団体等の自主的な運営の促進

統合等による効果的な補助金交付を通じて、政策連携団体等の自主的な運営を促進させる。

◆ 継続的な改善の推進

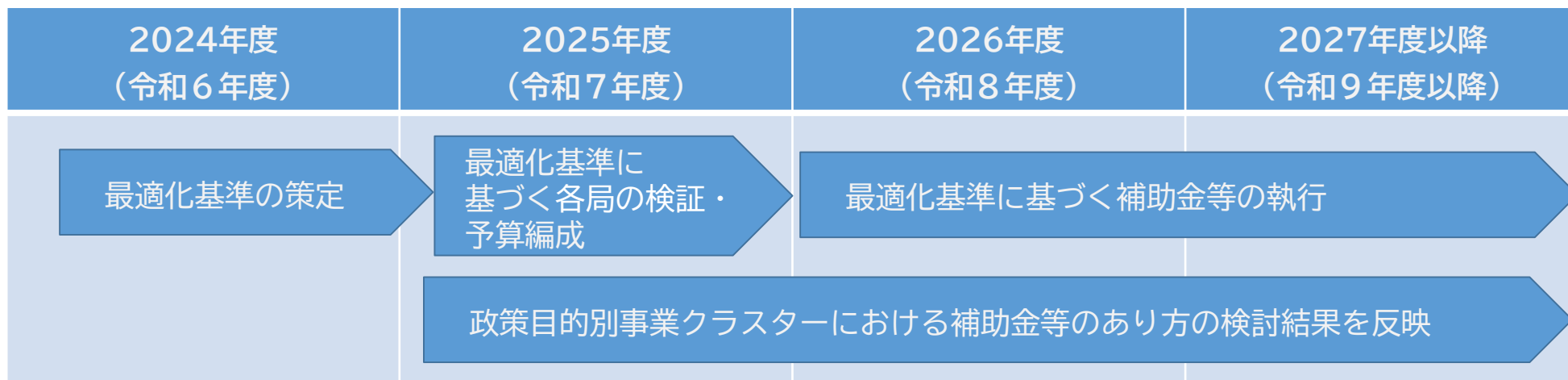
定期的な評価により、事業の効果等が明らかになり、継続的な改善活動が促進される。

目 次

- 1 クラスターの目的
- 2 北九州市の補助金・負担金の体系
- 3 現状分析
- 4 問題点及び要因
- 5 他都市の事例
- 6 問題に対する対応案
- 7 行程表（スケジュール）及びクラスターの目標

7 工程表及びクラスターの目標

今後のスケジュール



クラスターの目標: KPI

◆補助金等における効果測定指標の設定率(※)

現状値(2024年度) 15%

目標値(2026年度) 100%

※設定率の算定にあたっては、下記の補助金等は、市に裁量の余地がなく、補助金等の制度変更を行うことが困難であるため、除外している。

- 法定負担金(法令等により負担金の執行が法定化されているもの)、
- 会議等出席費負担金(会議、研修会等への出席にあたって会費等を負担するもの)
- 制度的補助金(法令等により補助金の執行が制度化されているもの)